第８　その他財政の再生に必要な事項：変更前に同じ

◆　計画本文

平成28年度第５次（11月）変更において、人事院勧告に準じて勤勉手当の改定を行う予定であることから、このことに係る財政再生計画本文について、次のとおり変更する。

＜「第４　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額」の内容＞

【変更前】

１　事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画

⑴　人件費

イ　一般職給与の削減

（略）

・期末勤勉手当については、支給月数を3.4月とし、役職加算は凍結する。

（略）

【変更後】

（略）

・期末勤勉手当については、支給月数を3.5月とし、役職加算は凍結する。

（略）

||　健全化法第十条第六項の規定による協議の結果　同意

官　庁　報　告

財　　政

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第九条第三項の規定に基づき、地方財政審議会から、次のとおり平成二十九年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見の提出があったので、公表する。

平成二十九年一月十九日　　総務大臣　山本　早苗

平成29年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見

平成28年11月18日
地方財政審議会

当審議会は、平成29年度地方税制改正等への対応について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第９条第３項の規定により意見を申し述べる。

はじめに

我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、緩やかな回復基調が続いている。ただし、海外経済で弱さがみられており、中国をはじめとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。また、英国のＥＵ離脱問題など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。

政府においては、世界経済が様々なリスクに直面し、内需が腰折れしかねない状況の中で、あらゆる政策を総動員し、経済再生・デフレ脱却に向けた取組に万全を期すべきであるとして、平成29年４月に予定されていた消費税率（国・地方）10％への引上げを２年半延期することとした。併せて消費税率10％段階で措置を講ずることとしている地方法人課税の偏在是正や車体課税の見直し等について平成31年10月１日に延期することとした。

一方で、我が国の財政は、景気の回復により税収は増加傾向にあるものの、社会保障関係費の急増などにより、公的債務残高の累増が続く危機的な状況にある。政府においては、国・地方のプライマリーバランスに関する財政健全化目標を設けて、財政健全化に取り組んでいる。

本格的な人口減少・超高齢社会を迎える中、地方自治体が身近なところで果たす住民サービスの需要は、今後ますます増加が見込まれる。他方、それを支える地方財政については、地方税収の15％に相当する巨額の財源不足（5.6兆円、平成28年度地方財政計画）が生じており、将来にわたり厳しい状況が続く見込みである。

また、この四半世紀、我が国の経済社会は、人口構造、家族、働き方といった面で、大きく構造的に変化している。政府においては、特に、女性が就業調整をすることを意識せずに働くことができるようにするなど、多様な働き方に中立的な仕組を作っていく必要があるとして個人所得課税改革の検討を進めている。

このような課題を踏まえ、今後の地方税制を検討するに際しては、これまでの議論も踏まえつつ、地方分権を推進する観点から、地方財政の基盤となる地方税の充実を図らなければならない。

当審議会においては、このような認識の下に、平成29年度地方税制改正等に関する意見をまとめたところである。

第一　今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方

１　地方税のあるべき姿　～住民の安心・安全を支えるために～

我々が生命・財産を守り地域で安心して暮らしを営むためには、公的サービスは欠くことのできないものである。租税は、そのような公的サービスを提供するための資金を調達することにその本来の機能がある。したがって、地方税においては、地方自治体が地域社会を維持するために必要な行政サービスを確実に提供できるよう、十分確保される必要がある。

「公平」の原則は、租税において、最も重視されなければならない。地域住民や地域社会で活動する人々や法人が、相互に負担し合うという会費的性格を持つ地方税には、受ける便益に応じて課税する応益課税の考えがより求められる。

加えて、住民の安全・安心を支える地域に密着した基礎的な行政サービスを恒常的に提供するための財源としての地方税にあっては、景気変動に左右されない安定性や税源が一部の地域に偏らない普遍性も備えていなければならない。

こうした地方税の原則に沿った地方税のあるべき姿を目指し、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することが必要である。

経済対策などの国の政策目的のために地方税制を用いることは、地方税における応益課税の原則や税負担の公平性を歪めるばかりか、地方の貴重な税財源を奪うものであり、可能な限り行うべきではない。